

鉛ワーキンググループの設置について（案）
（平成31年4月23日 食品安全委員会決定）

1 鉛ワーキンググループ設置の趣旨

食品安全委員会においては、鉛について、厚生労働省から、平成15年7月1日付けで清涼飲料水の規格基準の改正について、平成20年9月5日付けで器具及び容器包装の規格の改正について、それぞれ食品健康影響評価が求められている。また、食品全体からのばく露を対象として、食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うことが、同年4月17日に開催された食品安全委員会会合（第234回）において決定されている。

これらを受け、化学物質・汚染物質専門調査会（当時）に設置された鉛ワーキンググループにおいて、平成20年7月から平成22年3月まで調査審議が行われ、平成24年3月には一次報告がとりまとめられたが、知見が不十分であることから、継続審議することとされた。その後の専門調査会等の見直しに伴い、平成27年12月11日に開催された汚染物質等専門調査会（第1回）において鉛ワーキンググループは廃止されたが、食品安全確保総合調査等により、平成24年以降も鉛について新たな知見を収集してきたところである。

今般、当該知見も踏まえ、同物質に関連する分野の専門委員の参加を得て調査審議を行うため、食品安全委員会に「鉛ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置することとする。

これに伴い、汚染物質等専門調査会及び器具・容器包装専門調査会においては、WGの所掌事務に係る事項の調査審議は行わないこととする。

2 所掌事務

WGは、鉛の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- (1) WGは、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WGに座長を置き、WGに属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WGの事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WGの議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- ① 会議の日時及び場所
- ② 出席した専門委員の氏名
- ③ 議題となった事項
- ④ 審議経過
- ⑤ 審議結果

(6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。

(7) 委員は、WGに出席することができる。

(8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。

(9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、公にすることにより、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。

(10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。

(11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5 施行日

平成31年4月23日から施行する。